

平塚市開発事業紛争調停委員会要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、平塚市まちづくり条例（平成19年条例第23号）第59条に定めるもののほか、平塚市開発事業紛争調停委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 弁護士
- (2) 学識経験者
- (3) その他市長が特に必要と認める者

(委員長)

第3条 委員会に委員長を置く。委員長は、委員の互選によって定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(除斥)

第5条 委員は、自己、配偶者又は3親等以内の親族に直接の利害関係のある事案については、その議事に加わることができない。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、まちづくり政策部開発指導課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要の事項は、委員長が委員会に諮り定める。

附 則

この要綱は、平成20年7月1日から施行する。